

1994年5月12日

2010年4月15日改訂

2012年3月31日改訂

2012年12月13日改訂

2014年5月15日改訂

『駿河台経済論集』編集委員会

## 『駿河台経済論集』投稿規程

### 1. 投稿資格

投稿筆頭者は、原則として以下の者とする。

- (1) 本学経済経営学部の専任教員
- (2) 本学経済経営学部の非常勤講師
- (3) 上記以外の者で、『駿河台経済論集』編集委員会（以下「委員会」）で認めた者

### 2. 投稿原稿

- (1) 原稿は、未投稿のものに限る。
- (2) 原稿の種類は、論文、研究ノート、資料、学会等の動向、書評、翻訳、セミナー・公開講座の報告、その他とする。
- (3) 共同執筆の場合は、共著者の所属・氏名を明記する。
- (4) 論文については、原則として「経済経営学部月例研究会」での発表を要件とする。
- (5) 原稿の採否は、「委員会」において決定し、その旨を投稿筆頭者に伝える。
- (6) 掲載の順番は、原稿の種類別に、原則として原稿提出順とする。
- (7) 原稿の執筆は、原則として『駿河台経済論集』執筆要領によるものとする。
- (8) 原稿の提出先は、「委員会」とする。

### 3. 発行日

『駿河台経済論集』は年2回刊行し、発行日は、各巻の第1号については9

月30日、第2号については3月18日とする。

#### 4. 退職記念号

経済経営学部専任教員が定年退職する場合は、原則として、第2号を「退職記念号」とし、委員会より投稿を依頼する。原稿の種類は、「特別寄稿」を原則として、「経済経営学部月例研究会」での発表を要件としないが、本人の希望により、2.(2)に規定する種類のうち1つとしてもよい。

#### 5. 申込方法

- (1) 申込は、所定の執筆申込用紙により行う。
- (2) 執筆申込用紙の請求先および提出先は、「委員会」とする。
- (3) 執筆申込の締切は、各巻の第1号、第2号とも原則として前年度の2月末とし、第1号は当該年度の4月中旬、第2号は同8月末に追加の申込を受け付ける。ただし、当該年度の予算を超過する場合は、申込の遅い順に、次号に掲載とする場合がある。

#### 6. 原稿締切

原稿締切日については、概ね、各巻の第1号については6月末、第2号については12月初旬とする。

#### 7. 抜き刷り

- (1) 抜き刷りは、一篇につき20部とする。
- (2) 20部を超えて希望する場合は、実費を徴収する。

#### 8. 著作権

『駿河台経済論集』に掲載された論文等のすべての記事の著作権は、記事に明記された執筆者に帰属するものとする。

#### 9. 電子化およびウェブ上での公開

『駿河台経済論集』に掲載された論文等の印字されたものはすべて、原則として電子化(PDF化)し、本学のウェブサイトや機関リポジトリ等を通じて

ウェブ上で公開する。

ただし、ウェブ上での公開について上記の著作権者が拒絶した場合には、該当論文等は非公開とする。著作権者が拒絶する場合には、原稿締切日までに、「委員会」宛ての明示の文書をもって行い、明示の文書のないものについては公開を承諾したものとみなす。

#### 10. その他

- (1) 「委員会」の委員長は経済経営学部長とする。委員は委員長のほか2名とする。事務局を教務課におく。
- (2) 本規程の改廃、その他『駿河台経済論集』編集に関する運営については、「委員会」において決定し、教授会において公表する。
- (3) 本規程は『駿河台経済論集』第24巻第1号より適用する。